

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当については、情報・システム研究機構役員給与規程により、各役員の在職期間における実績等を総合的に勘案し、これを増額し、又は減額することができるとしているが、平成17年度においては、平成16年度の評価結果を基に検討した結果、業績に反映するほどの特に顕著な業績や失態がなかったため、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月から、基本給月額を1,069,000円から1,065,000円に引き下げた。 平成17年12月期の期末特別手当の支給割合を0.017月分引き上げた。
理事	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月から、基本給月額を906,000円～991,000円から903,000円～988,000円に引き下げた。 平成17年12月期の期末特別手当の支給割合を0.017月分引き上げた。
理事(非常勤)	改定なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	千円 20,116	千円 12,812	千円 5,641	千円 1,538 (都市手当) 125 (通勤手当)		
理事 (211/12人)	千円 50,210	千円 32,694	千円 14,364	千円 2,837 (都市手当) 315 (通勤手当)	6月1日 1名	4月20日 1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,685	千円 1,685	千円 0	千円 0 ()		
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 2,280	千円 2,280	千円 0	千円 0 ()		

(注) 1. 年度途中で就任又は退任した理事については、1月を1/12人として換算して記載した。
2. 「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円 1,487 (3,964)	年 月 1 0 (4 0)	平成17年3月31日	1	機構運営にかかる業績を役員会において決定し評価した。
理事B	千円 510	年 月 0 5	平成17年4月20日	4月については1 1月については1/2	機構運営にかかる業績を役員会において決定し評価した。
監事	千円	年 月			該当者なし

(注)理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

業務運営の簡素化、合理化、効率化及び情報化を推進し、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、適正な人件費の管理に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格、昇給、特別昇給を実施するとともに勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給 (昇格)	国家公務員に準じ、総合的な能力の評価により、上位の級に昇格させることができる。
基本給 (昇給)	国家公務員に準じ、一定期間を良好な成績で勤務したときは、1号上位の号に昇給させることができる。
基本給 (特別昇給)	国家公務員に準じ、勤務成績が特に良好である場合は、上位の号に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	国家公務員に準じ、基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- ・平成17年12月から、すべての基本給表の職務の級の基本給月額を0.3%引き下げた。
- ・平成17年12月から、初任給調整手当のうち、医療職基本給表の適用を受ける職については最高で月額100,400円から101,000円に、医療職基本給表以外の適用を受ける職(医系研究教育職員等)については最高で月額50,200円から50,000円にそれぞれ引き下げた。
- ・平成17年12月から、配偶者に係る扶養手当の月額を13,500円から13,000円に引き下げた。
- ・平成17年12月期の勤勉手当の支給割合を0.017月分引き上げた。

2 職員給与の支給状況

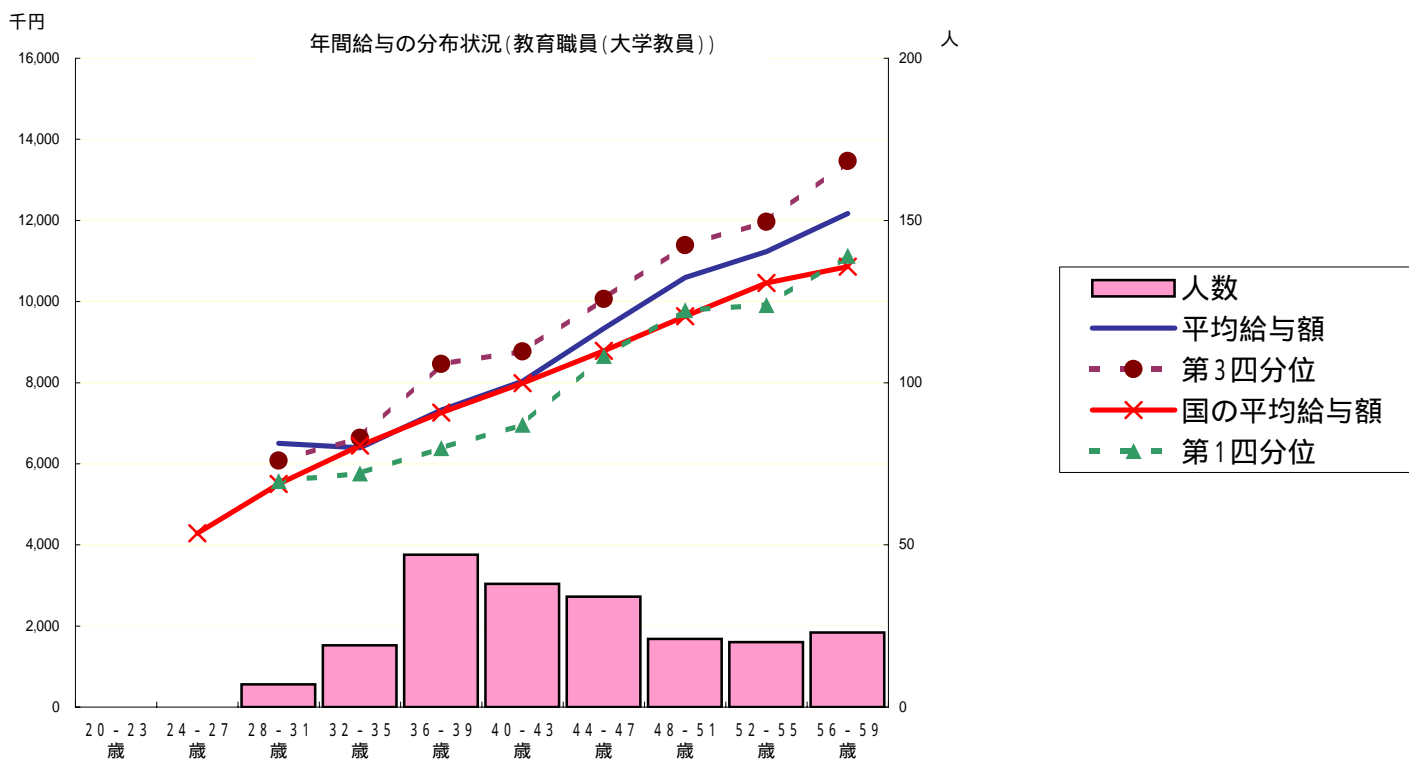
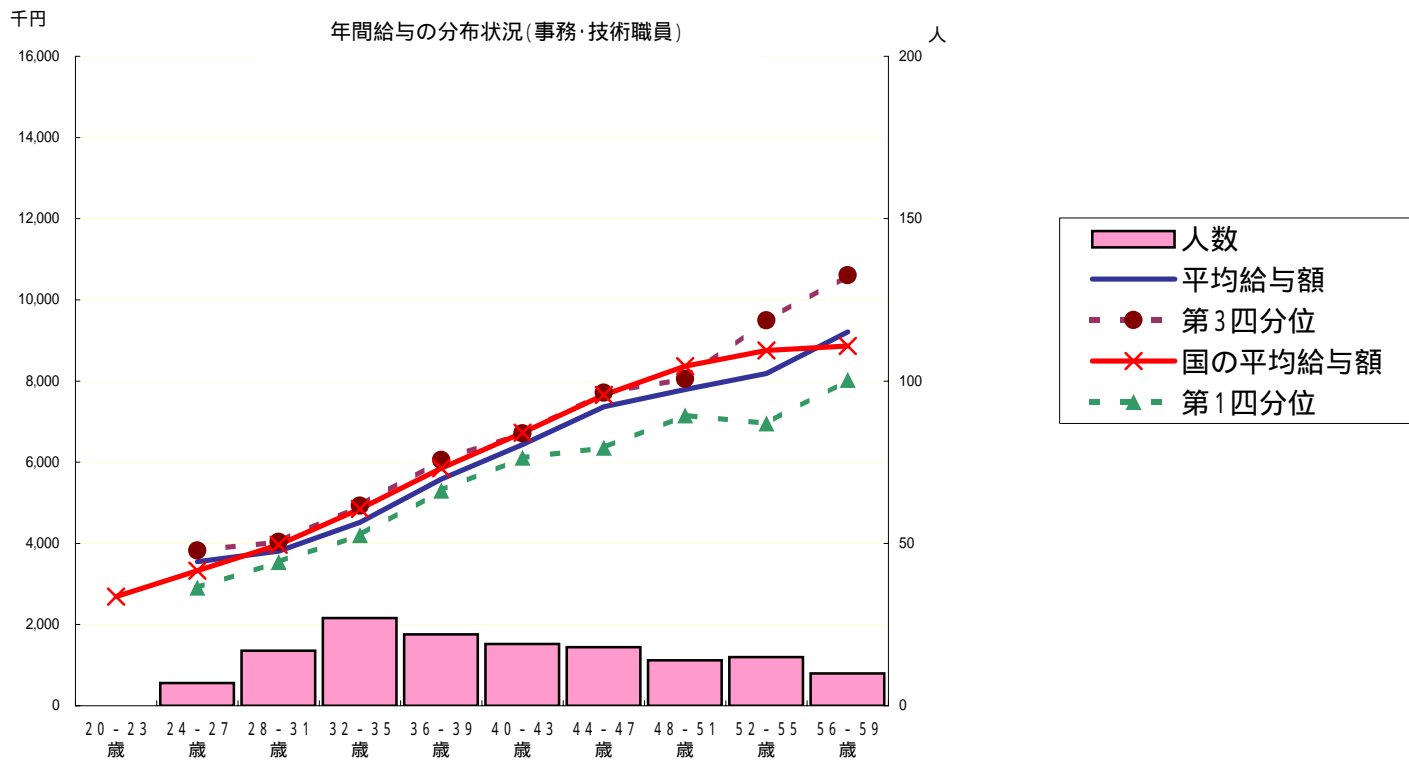
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	380	44.1	8,140	5,917	156	2,223
事務・技術	149	41.3	6,293	4,623	164	1,670
教育職種 (大学教員)	229	45.8	9,330	6,727	150	2,603
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

非常勤職員	人 29	歳 38.4	千円 5,076	千円 3,752	千円 168	千円 1,324
事務・技術	人 11	歳 32.9	千円 3,153	千円 2,370	千円 143	千円 783
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (プロジェクト研究員)	人 17	歳 40.4	千円 6,429	千円 4,727	千円 193	千円 1,702

- (注) 1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
2. 常勤職員の教育職種(外国人教師等)及び非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。
3. 「教育職種(プロジェクト研究員)」とは、科学研究費補助金その他競争的資金等により実施される研究の研究又は研究支援業務を行う職種を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



(注) の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	4	54.0		11,533	
課長	14	51.6	8,634	9,301	9,694
課長補佐	23	49.0	6,900	7,347	7,922
係長	48	43.3	5,600	6,284	6,642
主任	9	35.9	4,560	5,246	5,758
係員	51	33.1	3,817	4,296	4,572

- (注) 1. 「部長」には部長相当職である「次長」を、「課長」には課長相当職である「室長」を、「課長補佐」には課長補佐相当職である「専門員」を、「係長」には係長相当職である「専門職員」をそれぞれ含む。
2. 部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1分位」及び「第3分位」の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	85	53.6	10,733	11,683	12,969
助教授	72	44.3	8,428	8,904	9,316
助手	72	38.2	6,088	6,501	6,867

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任・ 一般職員	係長・ 主任	課長補佐・ 係長	課長・ 課長補佐
人員 (割合)	149	人 13 (8.7%)	人 38 (25.5%)	人 55 (36.9%)	人 24 (16.1%)	人 6 (4.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 30～24	歳 40～27	歳 55～35	歳 59～41	歳 57～41
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 2,922～ 2,126	千円 4,225～ 2,557	千円 5,786～ 3,240	千円 6,091～ 4,653	千円 6,483～ 5,907
年間給与 額(最高 ～最低)		千円 3,822～ 2,909	千円 5,424～ 3,497	千円 7,884～ 4,481	千円 8,273～ 6,484	千円 8,800～ 8,198

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	部長	局長・ 部長	局長	局長
人員 (割合)	人 9 (6.0%)	人 2 (1.3%)	人 2 (1.3%)	人 該当者なし (%)	人 該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)	歳 58～49	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	千円 7,832～ 6,829	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 ～最低)	千円 10,603～ 9,389	千円	千円	千円	千円

(注)7級及び8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授	教授
人員 (割合)	229	人 該当者なし (%)	人 72 (31.4%)	人 該当者なし (%)	人 72 (31.4%)	人 85 (37.1%)	人 該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳 59～29	歳	歳 62～34	歳 64～31	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円 6,352～ 3,657	千円	千円 8,610～ 4,453	千円 10,182～ 6,622	千円
年間給与 額(最高 ～最低)		千円	千円 8,288～ 5,004	千円	千円 11,799～ 6,173	千円 14,418～ 9,286	千円

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 66.7	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 33.3	% 34.3
	最高～最低	% 42.4～31.8	% 42.8～29.6	% 42.6～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.7	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.3	% 32.5
	最高～最低	% 42.7～30.6	% 39.3～15.2	% 39.2～24.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 67.0	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 33.0	% 33.8
	最高～最低	% 42.5～32.0	% 42.9～29.7	% 42.7～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 68.9	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 31.1	% 32.2
	最高～最低	% 39.0～31.8	% 36.2～29.4	% 37.6～30.6

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

95.8
109.1

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))
対他の国立大学法人等

105.4
103.8

(注)1. 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

(注)2. 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,903,388	千円 3,951,152	千円 (%) 47,764 (1.2)	千円 (%) 47,764 (1.2)
退職手当支給額 (B)	千円 234,426	千円 271,579	千円 (%) 37,153 (13.7)	千円 (%) 37,153 (13.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,524,109	千円 1,248,376	千円 (%) 275,733 (22.1)	千円 (%) 275,733 (22.1)
福利厚生費 (D)	千円 601,102	千円 573,279	千円 (%) 27,823 (4.9)	千円 (%) 27,823 (4.9)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 6,263,025	千円 6,044,386	千円 (%) 218,639 (3.6)	千円 (%) 218,639 (3.6)

(注)「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」について、対前年度比が減(47,764千円)となった要因の分析
平成16年度末定年退職者及び平成17年度中の中途退職者の後任補充の抑制に努めたことが主な要因である。

「最広義人件費」について、対前年度比が増(218,639千円)となった要因の分析
新領域融合研究センターの設置に伴い雇用される融合プロジェクト研究員(非常勤職員)に係る費用、その研究教育支援体制の強化のため雇用される非常勤職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等の増加、並びに寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される非常勤職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等の増加が主な要因である。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況(予定のものを含む。)

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」及び「人件費予算相当額」について

給与、報酬等支給総額 3,903,388千円

人件費予算相当額 4,044,860千円

法人が必要と認める事項

特になし